

○防衛省告示第二百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和五年十一月二十八日次のとおり決定された。

令和五年十一月三十日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡読谷村	国有	土地…約一、六〇〇平方メートル	
		、嘉手納町	民有	土地…約三二、〇〇〇平方メートル	
			公有	土地…約八、八〇〇平方メートル	

火薬類の貯蔵施設の建設工事に係る調査

・設計を実施するため共同使用する。

使用期間…調査・設計の終了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六六 東千歳駐屯地 千歳市 国有 建物…約一、一〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…年約八週間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七六 旭川近文台演習場 旭川市

国有 土地…約二二、〇〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊旭川駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一一八、〇〇〇平方メートル

建物…約四、五〇〇平方メートル

工作物…門等

三〇五〇 入間飛行場

狭山市

国有

国有

国有

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十二月四日から同月八日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

航空自衛隊入間基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約一八〇平方メートル

国有
工作物…水道等

蒸気ヘッダー棟として追加提供する。

三〇九九 横須賀海軍施設

横須賀市

国有

五一一五 新田原飛行場

宮崎県児湯郡新富町 国有

土地…約五八、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二、三〇〇平方メートル

国有 工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十二月五日から同月二十二

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

行橋市、福岡県築上 国有

土地…約三八、〇〇〇平方メートル

郡築上町

国有

建物…約六、九〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十一月三十日から同年十二

月十九日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊築城基地の施設の一部を、地

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有 建物…約六、七〇〇平方メートル

国有 工物物…囲障等

国有 立木竹…樹木 七二本

給食センター等として追加提供する。

六〇一二 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有

工物物…門等

トレーニング・スポーツフィールド等と

して追加提供する。